

～ 市民意見募集 ～

ご意見
大募集！



パブコメ君

道路や公園など公共土木施設の構造等の基準を定める条例の制定等に関するパブリックコメントについて（地域主権改革一括法関連）

- 平成 23 年 5 月及び 8 月に、これまで国が全国一律の取扱いとして定めていた様々な基準について、地域の実情に応じて、各地方自治体が定めることとする、いわゆる「地域主権改革一括法」が公布されました。
- 京都市では、道路や河川、公園などの公共土木施設について、構造等に関する基準を、新たに条例で定めることとなりました。
- つきましては、市民の皆様からの御意見を募集します。

平成 24 年 11 月
京 都 市

＜ 目 次 ＞

1	条例の制定についての概要	P 1
2	条例制定の対象となる基準	P 1
3	基準の類型	P 2
4	本市が条例で定める基準の考え方	P 3
5	募集期間	P 11
6	資料の配布場所	P 11
7	内容に関する問合せ先	P 11
8	御意見の提出方法	P 12
9	御意見の取扱い	P 12

1 条例の制定についての概要

国において、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び同第105号）」（いわゆる「地域主権改革一括法」）が公布され、これまで国が全国一律の取扱いとして定めていた基準について、地域の実情に応じて、各地方自治体が定めることとなりました。

公共土木施設関連では、同法の施行に伴う道路法、河川法、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、これまで国が定めていた基準について、本市の条例により規定することとなりました。

2 条例制定の対象となる基準

地域主権改革一括法の施行に伴い、本市において条例を制定するのは、下表の①～⑦の国土交通省令等により定められた基準です。

根拠法	基準の内容	ページ
道 路 法	① 本市が管理する道路（府道及び市道）の構造に関する基準	P. 3
	② 道路案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに関する基準	P. 5
	③ 自動車駐車場等の利用に必要な事項に関する標識の表示基準	P. 6
河 川 法	④ 準用河川の河川管理施設等の構造に関する基準	P. 7
都 市 公 園 法	⑤ ・住民一人当たりの都市公園の敷地面積に関する基準 ・都市公園の配置及び規模に関する基準 ・公園施設の設置に関する基準（建ぺい率）	P. 8
高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律	⑥ 歩道と車道との段差、バス停の乗降区間の段差などの基準 （特定道路の新設又は改築を行うに当たって適合させることが義務付けられている移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準）	P. 9
	⑦ 公園出入口幅や園路の勾配などの基準 （特定公園施設の新設、増設又は改築を行うに当たって適合させることが義務付けられている移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）	P. 10

3 基準の類型

2の表に掲げた国の基準（政省令）については，地方自治体を拘束する度合いに応じて次の3つの類型に分類されています。地方自治体はこの分類に従い，地域の実情に応じて，個別の基準を条例に定めることとなります。

なお，今回，条例で定める公共土木施設に関する基準は，自動車駐車場等の標識の表示基準を除き，「参酌すべき基準」と定められています。（自動車駐車場等の標識の表示基準は，いずれの類型にも分類されていないため，国の基準を基本とします。）

従うべき基準

国基準に拘束される程度が強い基準で，条例の内容を直接的に拘束し，必ず適合しなければならない基準です。当該基準に従う範囲内で，地域の実情に応じた内容を定める条例は認められますが，国基準を下回る内容を定めることはできません。

標準

国基準に拘束される程度が中程度の基準で，条例は，法令の「標準」の範囲内で定めることを原則としますが，合理的な理由がある場合は，地域の実情に応じて，国基準と異なる内容を定めることができます。

参酌すべき基準

国基準に拘束される程度が弱い基準で，地方自治体が十分に参酌（参考に）したうえで，地域の実情に応じて，国基準と異なる内容を定めることができます。

4 本市が条例で定める基準の考え方

(1) 本市が管理する道路（府道及び市道）の構造に関する基準

① 現行（国の基準）

京都市内の府道及び市道を新設又は改築する場合、構造基準※¹については、これまで法律など※²により、全国统一で決められていました。

※1：・幅員（車道，歩道，自転車道などの幅）

・線形（カーブのきつさ）

・勾配（坂の傾き）

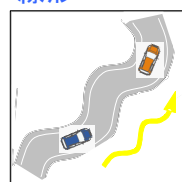
・車線数 など

※2：道路法第30条，道路構造令，同施行規則

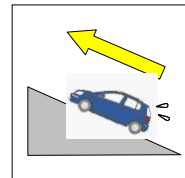
幅員



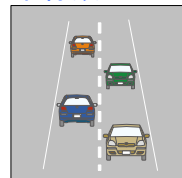
線形



勾配



車線数



項目	現行（国の基準）
歩道や自転車道などを設置する基準	自動車や歩行者の「交通量が多い場合」に設置
路肩（自転車走行空間）	0.5～0.75m以上
歩道幅員	最小幅員2.0m
植樹ます	規定なし
曲線半径，勾配	最小曲線半径15m， 最急勾配12%
車線数	設計基準交通量から車線数を決定

<参考>

道路構造令

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45SE320.html>

道路路構造令施行規則

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46F04201000007.html>

② 本市の考え方

本市では、①他都市に比べて自転車の保有率が高い、②幅2m以下の狭い歩道が多い、③山間部ですれ違いが困難な未改良区間が多いなどの特徴や課題があります。

そこで、限られた空間を有効に活用し、本市の現状に適合した安全で、安心して利用できる道路づくりを実現するため、独自の基準案を検討しています。

項目	本市基準案
歩道や自転車道などを設置する基準	「交通量が多い場合」としている国の基準に対して、明確な数値基準を規定する。
路肩（自転車走行空間）	自転車の走行空間を車道左側端部に確保する場合は、1.5m以上（やむを得ない場合1.0m）とする。
歩道幅員	最小幅員2.0m。ただし、有効幅員が1.75m以上確保できる区間は防護柵等を設置可能とする。
植樹ます	「植樹ます」を定義付けする。
曲線半径、勾配	部分的に改良を行う場合に限り、半径12m、勾配16%でも可能とする。
車線数	都心部の特例を規定する。

※上記以外の項目は、国の基準に定められた内容で十分であると判断されるため、国の基準のとおりとします。

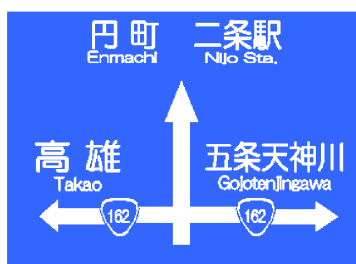
※詳細につきましては、「参考資料1」をご覧ください。

(2) 道路案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに関する基準

① 現行（国の基準）

国の基準である「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（標識令）」は、道路の構造を保全し、交通の安全と円滑化を図るため、道路案内標識及び警戒標識の寸法、文字の大きさを定めています。

（案内標識）



（警戒標識）



※ただし、それぞれ必要がある場合には、拡大することができるとされております。

<参考>

道路法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S27/S27H0180.html>

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S35/S35F03102010003.html>

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 別表第2（国土交通省HPより）

<http://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/kukaku/bpkukaku02.html>

② 本市の考え方

道路案内標識等は、交通の安全と円滑化を図る観点から、隣接都市の標識と統一したものとする必要があること、また、現行の標識令の規定においても、安全確保のために必要な寸法等を拡大することは可能であることから、国の基準のとおりとします。

(3) 自動車駐車場等の利用に必要な事項に関する標識の表示基準

① 現行（国の基準）

国の基準では、対象となる自動車駐車場及び自転車等駐車場について、利用者の見やすい場所に標識を設け、以下の項目を明示するように定められています。

- ・ 駐車料金の額
- ・ 駐車することができる時間
- ・ 駐車料金の徴収方法
- ・ 割増金の徴収に関する注意事項
- ・ その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項

<参考>

京都市道路附属物自動車駐車場条例

http://www.city.kyoto.jp/somu/bunsyo/REISYS/reiki_honbun/ak10208051.html

京都市道路附属物自転車等駐車場条例

http://www.city.kyoto.jp/somu/bunsyo/REISYS/reiki_honbun/ak10208071.html

道路法第24条の3

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S27/S27H0180.html>

道路法施行規則第3条の2

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S27/S27F04201000025.html>

② 本市の考え方

自動車駐車場及び自転車等駐車場の標識については、これまでの管理運営上、国の基準に定められた内容で十分であると判断されるため、国の基準のとおりとします。

※対象となるのは、本市が管理する道路上にある自動車駐車場等で、民間の駐車場等に適用されるものではありません。

(4) 準用河川の河川管理施設等の構造に関する基準

① 現行（国の基準）

国の基準である「河川管理施設等構造令」は、水位の安定や洪水による被害防止など、河川の安全性確保のため、ダムや堤防などの河川管理施設等の構造について基準値を定めています。

○主な項目

- ・ダム（堤やゲートの構造、放流設備等）
- ・堤防（材質や構造、堤防の高さや幅、護岸、管理用通路等）
- ・堰（せき）（可動堰のゲートの構造や高さ等）
- ・水門及び樋門（ゲートの高さ等、管理施設等）
- ・揚水機場、排水機場及び取水塔（構造等）
- ・橋（橋台や橋脚の構造等） 等

<参考>

河川管理施設等構造令

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S51/S51SE199.html>

河川管理施設等構造令施行規則

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S51/S51F04201000013.html>

② 本市の考え方

河川を安全に管理する上では、上流、下流の統一性を考慮し、国や京都府が管理する河川と同一の基準とすることが望ましいことから、国の基準のとおりとします。

※準用河川とは、国や京都府が管理する河川以外で、京都市長が指定し、河川法の適用を受けて管理を行っている河川のことで、市内に31河川、総延長約50kmの準用河川があります。
（平成24年3月31日現在）。

(5) 住民一人当たりの都市公園の敷地面積に関する基準等

① 現行（国の基準）

ア 住民一人当たりの都市公園の敷地面積に関する基準

京都市の区域内	10㎡以上
市街地の区域内	5㎡以上

イ 都市公園の配置及び規模に関する基準

公園種別（12種類）ごとに基準を設定（以下、2つの類型のみを抜粋）

街区公園	街区に居住する者が容易に利用することができるよう配置	0.25ha
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置	2ha

ウ 公園施設の設置に関する基準（建ぺい率）

建築物	建築物面積の上限
原則	2%
休養施設、運動施設、教養施設等について超えられる限度	プラス10%
開放性の高い休養施設等についてさらに超えられる限度	プラス10%

<参考>

都市公園法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31H0079.html>

都市公園法施行令 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31SE290.html>

② 本市の考え方

ア 住民一人当たりの都市公園の敷地面積に関する基準

国の基準のとおりとします。

イ 都市公園の配置及び規模に関する基準

国の基準のとおりとします。

ウ 公園施設の設置に関する基準（建ぺい率）

公園緑地がもつ機能・効果を十分に発揮するためのオープンスペースの確保を前提として、基本建築物（バリアフリースイレ、倉庫、あずまや）に加えて、公園に付加価値を生み出す、地域コミュニティの活性化・防災機能の向上、健康増進機能の強化、観光都市を支える施設の充実等にも柔軟に対応できるよう、原則部分（2%部分）を、下記のとおり緩和する基準を検討しています。

5,000㎡未満	2%を維持
5,000㎡以上	4%を上限に緩和

※詳細につきましては、「参考資料2」をご覧ください。

(6) 歩道と車道との段差、バス停の乗降区間の段差などの基準

① 現行（国の基準）

特定道路※の新設又は改築を行うに当たっての歩道や停留所等の施設の設置基準について、バリアフリーに配慮した基準を設定しています。

主な項目	現行（国の基準）
横断歩道に接続する歩道等の縁（ふち）の段差	標準 2 c m
停留所を設ける歩道等の車道等に対する高さ	標準 1 5 c m

※生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。

<参考>

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18F16001000116.html>

② 本市の考え方

国で定められた基準のうち、横断歩道に接続する歩道等の縁（ふち）の段差等の項目については、本市が独自に制定した「京都市人にやさしいまちづくり要綱」にも基準が定められており、国の基準と比較しても、よりバリアフリーに配慮した基準となっていることから、本市要綱に基づく独自の基準を検討しています。

主な項目	本市基準案
横断歩道に接続する歩道等の縁（ふち）の段差	標準 1 c m
停留所を設ける歩道等の車道等に対する高さ	標準 1 5 c m ただし、特別の理由があれば 1 c mとすることができる。



【段差 1 c mの事例】



【段差 1 5 c mの事例】

(7) 公園出入口幅や園路の勾配などの基準

① 現行（国の基準）

12の特定公園施設※について、バリアフリーに配慮した基準を設定しています。

主な項目	参酌基準（国）
出入口，通路，傾斜路の幅	120cm以上とすること。
通路の縦断勾配	5%以下
階段及び傾斜路の手すり	両側に設けること。やむを得ない場合は，設置しなくともよい。
傾斜路の縦断勾配	8%以下
傾斜路の立ち上がり	両側に立ち上がり部が設けられていること。

※①園路及び広場，②屋根付広場，③休憩所，④野外劇場，⑤野外音楽堂，⑥駐車場，
⑦便所，⑧水飲場，⑨手洗場，⑩管理事務所，⑪掲示板，⑫標識

<参考>

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18F16001000115.html>

② 本市の考え方

国で定められた基準のうち，出入口等の項目については，本市が独自に制定した「京都市人にやさしいまちづくり要綱」にも基準が定められており，国の基準と比較しても，よりバリアフリーに配慮した基準となっていることから，本市要綱に基づく独自の基準を検討しています。

主な項目	本市基準案
出入口，通路，傾斜路の幅	<u>130cm以上</u> とすること。
通路の縦断勾配	<u>4%以下</u>
階段及び傾斜路の手すり	両側に設けること。 <u>やむを得ない場合は，片側に設置すること。</u>
傾斜路の縦断勾配	<u>6%以下</u>
傾斜路の立ち上がり	両側には <u>高さ10cm以上</u> の立ち上がりを設けること。

5 募集期間

平成24年11月8日（木）～平成24年12月7日（金）（必着）

6 資料の配布場所

意見の募集期間内に、条例の骨子案について記載したパンフレットを、市役所案内所、各区役所・支所、各土木事務所、各みどり管理事務所及び建設総務課で配布しています。

また、条例の骨子案については、京都市情報館（京都市役所ホームページ）の建設総務課のホームページにも掲載します。

【建設総務課のアドレス】

http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-1-0-0_1.html

7 内容に関する問合せ先

問合せ内容	問合せ先
①本市が管理する道路（府道及び市道）の構造に関する基準	監理検査課 電 話：０７５－２２２－３５４８ ＦＡＸ：０７５－２１３－０１４９
②道路案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに関する基準	調整管理課 電 話：０７５－２２２－３５６８ ＦＡＸ：０７５－２１２－３０９２
③自動車駐車場等の利用に必要な事項に関する標識の表示基準	自転車政策課 電 話：０７５－２２２－３５６５ ＦＡＸ：０７５－２１３－００１７
④準用河川の河川管理施設等の構造に関する基準	河川整備課 電 話：０７５－２２２－３５９１ ＦＡＸ：０７５－２１３－１２１３
⑤・住民一人当たりの都市公園の敷地面積に関する基準 ・都市公園の配置及び規模に関する基準 ・公園施設の設置に関する基準（建ぺい率）	緑政課 電 話：０７５－２２２－３５８９ ＦＡＸ：０７５－２１２－８７０４

⑥歩道と車道との段差，バス停の乗降区間の段差などの基準	道路環境整備課 電 話：０７５－２２２－３５７０ ＦＡＸ：０７５－２１３－０１９３
⑦公園出入口幅や園路の勾配などの基準	緑政課 電 話：０７５－２２２－３５８９ ＦＡＸ：０７５－２１２－８７０４

8 御意見の提出方法

郵送，持参，ＦＡＸ又は電子メールで提出してください（電話による御意見の提出は受け付けできませんので，御了承願います）。様式は自由です。裏面の御意見記入用紙を御利用いただいても結構です。

また，電子メールで提出される場合は，直接テキスト形式で御意見を入力してください。

なお，提出いただいた書類は返却いたしませんので，御了承願います。

(1) 郵送，持参の場合

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局建設企画部建設総務課「市民意見募集担当」宛て

（持参の場合は，平日の午前8時45分から午後5時30分まで）

(2) F A X の場合

F A X 番号：075-222-3531

(3) 電子メールの場合

アドレス：kensetusomu@city.kyoto.jp

9 御意見の取扱い

この意見募集で収集した個人情報につきましては，「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い，他の目的に利用することは一切ありません。

また，御意見につきましては，意見募集の終了後に，御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ，京都市情報館（京都市役所ホームページ）で公表します。

なお，御意見に対する個別の回答はいたしませんので，あらかじめ御了承願います。



発行 京都市建設局建設企画部建設総務課
平成24年11月 京都市印刷物 第243102号